

2026(令和8)年2月25日

福岡県警本部長 御中

福岡県弁護士会

会長 上 田 英 友

同会人権擁護委員会

委員長 吉 田 純 二

勧告書

当会は、弁護士法に規定された弁護士の使命である基本的人権の擁護と社会正義の実現を期するために人権擁護委員会を設け、人権侵犯救済申立てを受けた案件について調査を行い、事案に応じて適宜の措置をとることとしております。

このたび、2023(令和5)年5月末頃から粕屋警察署に留置されていた●氏の申立てにかかる案件について、人権擁護委員会で調査・検討を重ねた結果、貴県警本部に対して下記のとおり勧告をすべきものとの結論に達し、当会の議決機関である常議員会においてこれを承認しました。本勧告をすることとした理由は、別紙「勧告の理由」記載のとおりです。

記

福岡県内の各留置業務管理者に対し、被留置者から耳栓の使用の申出があった場合、合理的な根拠に基づき具体的に管理運営上の支障を生ずるおそれがある場合のような例外的な場合を除き、原則として申出を許可するよう通達すること

以上

別紙

勧告の理由

第1 申立の概要

申立人は、粕屋警察署に勾留されていた際に、同警察署の周辺は昼夜問わず交通量が多くあまりにも騒音が酷い(特にトラックの騒音は目が覚めるほど酷い)ため、体調が優れず、頭痛やイライラで困り、同警察署に耳栓の購入・使用を申し出たが、認められなかった。同警察署が耳栓の購入・使用を認めなかった理由は、同警察署が相手方に照会したところ、相手方から、職員の指示、指導、声掛けが被収容者に聞こえないから耳栓の使用は認められないとの回答があったためである。

相手方が必要性の如何を問わず一律に被収容者の耳栓の使用を認めていないのは人権侵害であり、相手方に対し、必要性を個別に判断し、必要と認めた被収容者には、耳栓の使用、購入、差し入れを許可するよう勧告してもらいたく、救済を申し立てたものである。

第2 認定事実

1 当事者

申立人は、本申立当時、相手方の粕屋警察署に収容されていた者であり、相手方は、福岡県警察本部である。

2 耳栓の使用・購入の不許可処分

- (1) 申立人は、2023(令和5)年5月末頃から6月初め頃にかけて、勾留により留置されていた相手方の粕屋警察署において、トラック等の騒音が酷く十分な睡眠が取れず体調が優れないため、粕屋警察署の留置場担当者に対し、口頭で、数回に亘って耳栓の購入・使用を申し出た。なお、粕屋警察署は、九州自動車道福岡インターチェンジのすぐ近くにあり、重要物流道路である国道201号が筑紫野古賀線(県道35号)に接続する交差点付近に所在し、周辺の交通量は多く、大型車の交通量も多い(当該交差点近くで実施された直近の一般交通量調査によれば、国道201号線は24時間自動車類交通量(上下合計)約4.6万台・夜間自動車類交通量(上下合計)約1.2万台・昼間12時間大型車混入率約23%、筑紫野古賀線は24時間自動車類交通量(上下合計)約2万台・夜間自動車類交通量(上下合計)

約5000台・昼間12時間大型車混入率約35%)。

- (2) 当該申出について、粕屋警察署は、相手方に可否の照会を実施した。なお、申立人は、同年6月7日の定期健康診断において医師に不眠の症状を訴えて睡眠導入剤等の処方を要望し、同月9日以降定期的に医療機関への診療護送が行われていた。
- (3) 相手方は、粕屋警察署に対し、耳栓の使用は許可すべきではないと回答した。相手方が粕屋警察署に説明した許可すべきではない理由は、本調査において相手方から受領した回答書の内容からすると、「耳栓を使用した際に、留置担当官の生活上必要な指示が聞こえなくなるおそれがあるほか、耳栓自体が非常に小さく隠匿や嚥下が容易であるなど管理運営上の支障を生ずるおそれがあるため理由の如何を問わず一律に許可すべきではない」という旨のものであったと考えられる。
- (4) 粕屋警察署は、上記相手方からの回答を踏まえ、申立人の耳栓の購入・使用の申出を不許可とし、2023(令和5)年6月中旬頃、申立人に対し、相手方に確認したが職員の指示、指導、声掛けが聞こえなくなるため許可できない旨を告知した。なお、自弁の物品の使用等を規定する刑事収容施設及び被収容者の処遇に関する法律(以下「法」という。)第187条は、「留置業務管理者」を許可権者としており、警察署に置かれる留置施設では「留置業務管理者」は警察署長であるため(法第16条第1項)、不許可としたのは粕屋警察署長であったと考えられる。

3 拘置所移送後の申立人の耳栓の購入・使用

申立人は、2023(令和5)年11月24日に福岡拘置支所に移送されたが、福岡拘置所ではすぐに耳栓を購入・使用できた。なお、拘置所を含む刑事施設では、耳栓の自弁品使用の申出は、法第41条第2項・刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則(以下「法務省規則」という。)第16条第4項・平成19年5月30日付け法務省矯成訓第3339号「被収容者に係る物品の貸与、支給及び自弁に関する訓令」(以下「法務省訓令」という。)第9条により刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合などの例外を除き原則として許可すべきものとされている。

4 福岡県内の留置施設における耳栓の使用

- (1) 相手方は、当会の照会に対し、法第187条を根拠条文とし、「耳栓を使

用した際に、留置担当官の生活上必要な指示が聞こえなくなるおそれがあるほか、耳栓自体が非常に小さく隠匿や嚙下が容易であるなど管理運営上の支障を生ずるおそれがあるため」耳栓の使用を許可すべきではない旨及び福岡県内の留置施設においては耳栓の購入・使用は一律に認めていない旨を回答している。

- (2) 留置施設における自弁品使用に関する国家公安委員会関係刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行規則（以下「国家公安委員会規則」という。）第5条は耳栓を自弁品使用の申出があれば原則として使用を許すものとして挙げておらず、福岡県内の留置施設向けに自弁品について規定を定めた福岡県警察留置施設及び被留置者の処遇に関する訓令第46条も同様である。ただし、国家公安委員会規則第5条は、第6号において「前各号に掲げるもののほか、留置業務管理者が特に必要であると認める物品」を掲げている。

第3 判断

- 1 留置施設において耳栓の使用を一律に認めない相手方の運用が被留置者の人権を侵害するかについて

- (1) 音による刺激は良くも悪くも人の心身に大きな影響を与え得るものであり、どのような音がある環境で生活するかは、個々人の健康や生活の質に繋がる重要な事項である。特に現代社会においては、交通の往来や工事等により発生する騒音など自然由来ではない音も多数存在し、これらは人に不快感を与えるものも多く、それにより心身に不調を来す者もいる。このような社会問題を踏まえて国民の生活環境を保全して健康を保護するため騒音規制法による規制などの法令による一定の規制がなされているところではあるが、不快に感じる音が存在しない環境で生活することは不可能であり、ある程度はこれを受忍して生活せざるを得ない。このような生活環境において、耳栓の使用は、必要に応じて自らの耳に入る音を低減し心身の健康・生活の質を守ることができる効果的で安価・簡便な重要手段である。これらのことからすると、日常生活において耳栓を使用することは、自己決定権（憲法第13条）及び健康に生きる権利（憲法第13条、第14条、第25条、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）第12条第1項）

の保障の範囲に含まれるものである。

- (2) 留置施設に収容された被留置者にも自己決定権及び健康に生きる権利を含めた人権の保障は及ぶが、留置施設を機能させるための規律及び秩序の維持や人的物的能力による管理運営上の制限は受けざるを得ない(法も、刑事収容施設の適正な管理運営を図ることと被収容者らの人権を尊重しつつこれらの者の状況に応じた適切な処遇を行うことを目的として制定されているところである(法第1条))。具体的にどのような制限が人権を侵害するものかは被収容者らの立場や当該人権の重要性に応じて検討すべきものであるところ、未決拘禁者である被留置者は未決の者としての地位にあることを考慮される必要があり有罪であることを前提とした権利・利益の制限は許されず(法第31条(未決拘禁者の処遇の原則)、国連被拘禁者処遇最低基準規則第111条・第117条)、また、自ら静穏な環境に移動するという環境の選択ができない被留置者にとって耳栓の使用は交通の往来や他の被留置者のいびきなどの騒音から心身の健康を守るためのほとんど唯一の重要な手段であることを踏まえると、留置施設の適正な管理運営を図るため具体的合理的な理由がある場合を除き被留置者に耳栓を使用させないことは自己決定権・健康に生きる権利を侵害するものと解すべきである。
- (3) 相手方は、申立人の耳栓の購入・使用の申出を許可すべきでない理由を、法第187条を根拠条文とし、「耳栓を使用した際に、留置担当官の生活上必要な指示が聞こえなくなるおそれがあるほか、耳栓自体が非常に小さく隠匿や嚥下が容易であるなど管理運営上の支障を生ずるおそれがある」と説明している。たしかに、法第187条は被留置者には衣類(1号)・食料品及び飲料(2号)・嗜好品(3号)・日用品、文房具その他の留置施設における日常生活に用いる物品(4号)の自弁による使用・摂取の申出は原則として許すものとするとしつつ「留置施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合」を例外として挙げた規定であり、また、耳栓の使用により留置担当官の生活上必要な指示が聞こえなくなるおそれや耳栓が隠匿・嚥下される可能性が全くないとはいえない。

しかし、法195条・国家公安委員会規則第8条による保管場所・取り出し時間帯の制限により、耳栓を使用することで留置担当官の生活上必要な指示が聞こえなくなるおそれや耳栓の隠匿・嚥下のおそれは相当程度防

止することができるし、耳栓は隠匿・嚙下したとしても直ちに死傷などの重大な結果に繋がるものではない。また、刑事施設においては耳栓の使用は、法第41条第2項・法務省規則第16条・法務省訓令第9条に基づき未決拘禁者には原則として許可されており、受刑者にも処遇上適当と認められれば許可されているものであり、留置施設で耳栓を使用させることが管理運営上の支障を生じさせるおそれがあるとは考え難い。

- (4) 以上のことからすると、福岡県内の留置施設において耳栓の使用を一律に認めていない相手方の運用は、留置施設の適正な管理運営を図るため具体的合理的な理由がある場合ではないにもかかわらず各留置業務管理者をして被留置者に耳栓を使用させないものであり、被留置者の耳栓の使用に関する自己決定権（憲法第13条）及び健康に生きる権利（憲法第13条、第14条、第25条、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）第12条第1項）を侵害するものである。

2 国家公安委員会規則第5条の問題について

- (1) 法第187条・国家公安委員会規則第5条に基づき留置施設において被留置者に原則として使用が認められる自弁品の範囲は、法第41条第2項・法務省規則第16条・法務省訓令第9条に基づき刑事施設において未決拘禁者に原則として使用が認められる自弁品の範囲よりも相当に狭い。耳栓もその一つであり、刑事施設では原則として使用が認められているのに対し、留置施設では原則として使用が認められていない。未決拘禁者の留置施設における留置は、法第15条第1項による代替収容であり、その処遇には斉一的取扱いが要請されることを踏まえると、当該差異は看過し難い。
- (2) 留置施設には法第15条第1項により代替収容された被留置者も留置されるが、その処遇については、法務大臣の権限は直接及ばない。しかし、代替収容される者の処遇は法務大臣が本来的には責任を負うべきものであり、法務大臣が国家公安委員会に対して意見をすることができ（法第15条第2項）、内閣総理大臣は内閣府令の制定・改廃に当たって法務大臣と協議するものとされている（同法第240条）。なお、この点については、第3版逐条解説刑事収容施設法85頁も、「留置施設に代替収容される者の処遇は、本来的には、法務大臣が責任を負うべきものであり、また、刑事施設における処遇との斉一性も要請されることから、法務大臣の関与を定めるもの

である。具体的には、本条2項で、法務大臣は、国家公安委員会に対し、代替収容による留置に関する留置施設の運営の状況について説明を求め、又は代替収容された者の処遇について意見を述べることができるものとされている。国家公安委員会は、必ずしも、法務大臣の意見に拘束されるものではないが、その意見を最大限に尊重することが求められる。さらに、法240条で、内閣総理大臣は、被勾留者である被留置者及び被留置受刑者（受刑者としての地位を有する被留置者（法183参照））の処遇に関し内閣府令を制定・改廃するに当たっては、法務大臣と協議するものとされている。」と解説するところである。

第4 当会がとるべき措置の内容

1 相手方に対する措置

福岡県内の各留置業務管理者に対し、法第190条の規定により禁止される場合又は被留置受刑者について改善更生に支障を生ずるおそれがある場合を除き、耳栓の購入・使用の申出は合理的な根拠に基づき具体的に管理運営上の支障を生ずるおそれがある場合がなければ許可するよう通達することを求めることが必要であり、その旨勧告することが相当である。

2 国家公安委員会に対する措置

国家公安委員会規則第5条の規定を法務省規則第16条・法務省訓令第9条に準じた内容に改めるよう要望する。

3 法務大臣に対する措置

国家公安委員会に対し、国家公安委員会規則第5条の規定を法務省規則第16条・法務省訓令第9条に準じた内容に改めるよう法第15条第2項に基づき意見を述べることを求めることを要望する。

以上